

チーフ等登録制度について

チーフ制度は、静岡県ブロックおよび支部の活動を円滑に行うための独自のシステムです。2018年度にチーフ登録制度を見直し、「チーフ」「準チーフ」を以下の基準で登録していただくことになりました。現在、チーフ 57 名、準チーフ 8 名が登録されています。

チーフ

協会で定めた日本茶インストラクターリーダー（以下、リーダー）資格を有し、静岡県支部呈茶管理委員会にチーフとしてふさわしい経験や能力等を備えていると認定された静岡県支部会員（以下、会員という）。チーフとして静岡県支部の活動に参加、協力を行い、準チーフへの指導など、チーフ育成を行う。

<経過措置>

2017 年より前にチーフ登録され、リーダー資格を有さない会員で、静岡県支部呈茶管理委員会が認めた会員については、協会で 2 年に一度行われるリーダー試験受験を条件として、チーフと認める。

リーダー試験を受験しなかった場合は、リーダー取得後、チーフ登録を再申請し、静岡県支部呈茶管理委員会にて承認を行う。

準チーフ

リーダー資格を有した会員で、静岡県支部呈茶管理委員会の承認を得た会員を、準チーフとして登録する。

なお、リーダー資格を有していても、県支部事業のスタッフ経験が少ない場合は、まずはスタッフとしての経験を積むことを条件とする。

静岡県支部の呈茶事業（および静岡県支部呈茶管理委員会が承認した支部の呈茶活動）等において、スタッフとして勤務する際にチーフの指導を受け、数回の「チーフ実施研修」を経たのち、静岡県支部呈茶管理委員会にてチーフ登録の承認を行う。

準チーフがチーフ実施研修を受けるためには、スタッフ応募の際に、自ら「チーフ実施研修希望」の旨を申し出て、静岡県支部呈茶管理委員会に判断を仰ぐ。

*チーフ、準チーフとしてふさわしくない言動があった場合には、一定期間登録休止させるなどの措置を取ることがあります。その処遇については、呈茶管理委員会がこれを協議し、決定します。

●次ページに、チーフ登録方法の説明があります。

●2018 年度から行っているチーフ登録への道

以下の条件を満たしていること。

- ①日本茶インストラクターであること。②静岡県支部会員であること。
- ③静岡県支部（および地域支部）の活動に積極的に参加していること。

↓

日本茶インストラクター協会が実施する「日本茶インストラクターリーダー試験」を受験し、日本茶インストラクターリーダー資格を取得。

↓

「チーフ登録申請書」を静岡県支部呈茶管理委員会に提出。

↓

静岡県支部呈茶管理委員会にて審議し、準チーフに登録。

↓

準チーフは、静岡県支部の呈茶事業（および静岡県支部呈茶管理委員会が承認した支部の呈茶活動）等にて、スタッフ勤務の際に「チーフ実施研修」を受ける。数回のチーフ実施研修を経たのち、静岡県支部呈茶管理委員会にて審議の上、チーフに登録となる。

↓

新チーフが静岡県支部の呈茶事業（および静岡県支部呈茶管理委員会が承認した支部の呈茶活動）を行う際には、スタッフとしてチーフ登録者が入り、新チーフのサポートをするなど、配慮を行う。

↓

チーフとして、またスタッフとして、静岡県支部の呈茶事業（および支部の呈茶活動）に積極的に参加する。

スタッフとして入る際には、他のスタッフと同様、担当チーフの指示に従い、活動を行う。

リーダー試験の受講を勧めるなど、チーフの育成を行う。

また、自身もスキルアップをはかる。